



障害福祉サービス集団指導 【共同生活援助編】

令和5年度
熊本市障がい福祉課





実地指導における主な指導事項 (共同生活援助)



実地指導における主な指導事項（共同生活援助）

（人員に関する基準）

従業者の員数

- 世話人の人員配置区分について、事業所全体で、必要数を満たしていない。
- 夜間時間帯以外のサービス提供時間帯において世話人、生活支援員の員数が必要数を満たしていない。

世話人の人員配置区分については、共同生活住居ごとに配置要件を満たしているか、確認してください。

世話人及び生活支援員については、事業所ごとに、利用者の生活サイクルに応じて、一日の活動終了時刻から開始時刻までを基本として、夜間時間帯を設定するものとし、当該夜間時間帯以外の時間帯において、必要な員数を確保してください。

実地指導における主な指導事項（共同生活援助）

（運営に関する基準）

個別支援計画の作成

- 個別支援計画が作成されていない（提供するサービスの内容について、利用者又はその家族に対する説明が行われておらず、同意も得られていない。）。
- 個別支援計画を利用者に交付していない又は、利用者の同意及び交付を得た旨の署名等を得ていない。

個別支援計画未作成減算の対象となる場合があります。（後述）

実地指導における主な指導事項（共同生活援助）

（運営に関する基準）

個別支援計画の作成

- サービス管理責任者が、計画の作成や見直しに係る一連の手続きに関与していない。
- サービス管理責任者がアセスメントを行わず、利用者家族が記入した基本情報だけを基に個別支援計画を作成している。
- モニタリングの結果や担当者会議の内容を記録していない。

個別支援計画未作成減算の対象となる場合があります。（後述）

実地指導における主な指導事項（共同生活援助）

（運営に関する基準）

個別支援計画の作成

事業種別	見直し時期
共同生活援助、療養介護、生活介護、 就労継続支援A型、就労継続支援B型、 就労定着支援（R4.4～）、施設入所支援	少なくとも <u>6月に1回以上</u>
自立訓練（機能訓練・生活訓練）、 就労移行支援、就労定着支援（～R4.3）、 自立生活援助	少なくとも <u>3月に1回以上</u>

実地指導における主な指導事項（共同生活援助）

（運営に関する基準）

利用者負担額等の受領

- 曖昧な名目による費用の徴収を行っている、また、費用の積算根拠が明確に示されていない。
- 利用者から徴収する費用について、家賃、光熱水費、食材料費、日用品費等の内訳が不明確で、徴収金額の根拠が示されていない。
- 空き居室の家賃を利用者に負担させるなど運営規程に定められた金額と異なる金額を利用者から徴収している。
- 食材料費、光熱水費等の精算が定期的に行われていない。

【参考】 障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて

（H18.12.6 障発第1206002号）

実地指導における主な指導事項（共同生活援助）

（運営に関する基準）

利用者負担額等の受領

事業者は、利用者から費用を徴収する場合には、運営規程に定め、当該費用の内容について、重要事項説明書等により利用者に説明を行い、利用者の同意を得なければなりません。その際には家賃、光熱水費、食材料費、日用品費等の内訳を明確にする必要があります。

また、利用者から徴収した食材料費等については、一定の期間ごとに精算し、残金が生じたときは、利用者にその残金を返還してください。

実地指導における主な指導事項（共同生活援助）

（運営に関する基準）

サービス管理責任者の責務

- サービス管理責任者が、個別支援計画を作成していない。
- サービス管理責任者が、利用者の状況を適切に把握していない。
- サービス管理責任者が、他の従業者に計画の内容を説明していない（直接支援する従業者が個別支援計画の内容に沿った支援ができていない。）。

実地指導における主な指導事項（共同生活援助）

（運営に関する基準）

サービス管理責任者の責務

【サービス管理責任者の配置に係る経過措置期間の終了と、サービス管理責任者研修の見直し】

- ① サービス管理責任者が実務経験を満たしていることにより、研修修了者としてみなす経過措置（「みなしサビ管」）については平成31年3月31日をもって終了となりました。これに伴い、研修未受講者は平成31年4月1日以降については、サービス管理責任者ではないため、人員欠如減算の対象となります。
- ② 平成31年度よりサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の研修制度が「基礎研修」「実践研修」「更新研修」と分けられました。旧制度の研修修了者で、更新研修を修了していない場合、令和6年4月1日以降についてはサービス管理責任者ではないため、人員欠如減算の対象となります。また、人員欠如している期間は算定できない加算もありますので、ご注意ください。
- ③ 平成31年4月1日～令和4年3月31日までに基礎研修修了者（基礎研修＋相談支援従事者初任者研修修了）となった実務経験者については、基礎研修修了者となってから3年以内に実践研修を受講する必要があります。

実地指導における主な指導事項（共同生活援助）

（人員に関する基準）

非常災害対策

- 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備が整備されていない。
- 非常災害に関する具体的な計画（非常時の連絡体制網や地震を含む自然災害を網羅した避難マニュアルを含む）が策定されていない。
または、策定されているが、従業者に周知されていない。
- 定期的な避難、救出その他必要な訓練が行われていない。

避難訓練を実施した場合は、日時、内容等を記録に残してください。
なお、訓練実施にあたっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めてください。
【令和3年度制度改正】

実地指導における主な指導事項（共同生活援助）

（報酬の算定に関する事項）

個別支援計画未作成減算

- サービス管理責任者による指揮の下、個別支援計画が作成されていない。
- 基準に定められている個別支援計画作成に係る一連の業務が適切に行われていない。

個別支援計画が作成されていない、又は作成に係る一連の業務が適切に行われていない場合は、該当する月（減算が適用される月）から2月目までは、当該利用者につき所定単位数の100分の70で算定してください。減算が適用される月から3月以上連続して解消されない場合、3月目から当該状態が解消されるに至った月の前月までの間100分の50で算定してください。

実地指導における主な指導事項（共同生活援助）

（報酬の算定に関する事項）

人員欠如減算

- 指定基準の規定により配置すべき従業者について、基準上必要とされる人員を満たしていない。

人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合には、その翌月から人員欠如が解消されるに至った月まで、1割の範囲内で減少した場合には、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者全員について減算となります。

- ・ 減算が適用となる月から3月未満の月→所定単位の100分の70
- ・ 減算が適用となる月から連続して3月以上→所定単位の100分の50

実地指導における主な指導事項（共同生活援助）

（報酬の算定に関する事項）

人員欠如減算

- サービス管理責任者が退職した、後任の者が補充されていない。

サービス管理責任者が配置されていない場合は、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者全員について減算となります。

- ・ 減算が適用となる月から5月未満の月→所定単位数の100分の70
- ・ 減算が適用となる月から連続して5月以上→所定単位の100分の50

実地指導における主な指導事項（共同生活援助）

（報酬の算定に関する事項）

福祉専門職員配置等加算

- 従業者の異動や退職等により、福祉専門職員配置加算の要件を満たせていない。

福祉専門職員配置等加算の対象となる従業者の人事異動や退職により、加算の要件である常勤で配置している従業者のうち有資格者（社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理士）の割合（Ⅰ型は100分の35以上、Ⅱ型は100分の25以上）、常勤換算により常勤で配置している従業者の割合（100分の75以上【Ⅲ型】）又は常勤で配置されている従業者のうち3年以上従事している従業者の割合（100分の30以上【Ⅲ型】）を満たせなくなった時は、加算を算定しないこと。

実地指導における主な指導事項（共同生活援助）

（報酬の算定に関する事項）

夜間支援等体制加算

- ＜Ⅰ型・Ⅱ型の場合＞
1人の夜間支援員が複数の共同生活住居の夜間支援を行う場合は、少なくとも一晩につき1回以上は共同生活住居を巡回しなければならないが、巡回を行っていない。
※サテライト型住居で巡回の必要がないとあらかじめ判断したものは除く。ただし、この場合であっても就寝前後に電話等により当該利用者の状況確認を行うことが必要。
- 夜間支援についてのサービス提供記録（支援内容、利用者の状況、特記事項などが整備されていない。

実地指導における主な指導事項（共同生活援助）

（報酬の算定に関する事項）

夜間支援等体制加算

- 夜間支援等体制加算（**I**）の算定にあたっては、夜間支援の内容について、個々の利用者ごとに、個別支援計画に位置付けること。
※夜間支援の必要性を明確にする。
- 夜間支援の内容について、記録を残すこと。
内容：支援を行った時間、支援の内容、利用者の状況等
- 加算の算定にあたって用いる単位区分は、夜間支援従業者が支援を行う共同生活住居毎の前年度平均利用者数（夜間支援の提供の有無に関わらず全入居者を対象とする）で算定すること。
※指定共同生活援助事業所全体の前年度平均利用者数ではありません。

主な苦情

▶ 支援者の言葉遣いが悪い

→内容次第では虐待に当たる可能性があります。また、自身ではそのようなつもりはなくても、受け手によっては「強い言葉で言われた」と誤解される可能性もあるので、丁寧な言葉遣いに十分ご注意ください。

※「伝えたつもり」にならずに、利用者に寄り添い「利用者がわかる伝え方」を工夫してください。

▶ 契約内容と相違している

→契約書に記載されている内容と、実際に事業所から言われることが食い違っているとの連絡を受けます。改めて自事業所の契約書、運営規定、重要事項説明書を確認のうえ、内容に沿った話をするようにしてください。



共同生活援助編は以上
となります。